

令和2年度

1 審理案件の状況

(1) 措置要求

事案番号	要求内容	要求年月日	審査回数	完結年月日	完結形態
令和2年(措)第2号	①申請者に対するパワーハラスメント等に対する回答及び面談を求める。 ②ハラスメント等についての公正な調査とパワーハラスメント等のない職場への改善を求める。 ③平成29、30年度、令和元年度人事評価結果を妥当とする適切な理由の説明及び事実関係の把握において適正に審査手続きを行うこと。	R2.3.31	4回	R2.7.29	却下
令和3年(措)第1号	①平成31年度人事評価の一部について、第2次評価者の評価結果をCから第1次評価者の評価結果のとおりBに改めることを要求する。 ②人事評価において、第2次評価者が挙げた2つの事例について、人事評価制度の評価事例として採用しないことを要求する。 ③総合的な人事評価結果において昇給、勤勉手当について不利益を受けているので、その是正を求める。	R2.12.7	4回	R3.3.18	一部却下 一部棄却

(2) 不利益処分審査請求

事件番号	請求内容	請求年月日	審査回数	完結年月日	完結形態
令和2年(不)第1号	懲戒停職処分の取消	R2.2.5	6回	R2.7.29	取下
令和3年(不)第1号	懲戒停職処分の取消	R3.2.17	2回	係属中	

(3) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償審査請求

0件

(4) 職員の苦情の処理（苦情相談）

13件

2 職員団体の登録

職員団体は、地方公務員法第53条第1項の規定により公平委員会に登録を申請することができる。この規定に基づく令和3年3月31日現在の登録職員団体数は27団体で、このうち令和2年度に新規登録のを届け出を行った職員団体は5団体である。

また、登録職員団体が規約の改正、役員を選任・解任等を行ったときは、地方公務員法第53条第9項の規定により公平委員会に届け出ることが義務づけられている。この規定に基づき令和2年度に届け出を行った職員団体は14団体で、すべて受理された。

3 管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第3項で、管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することはできない旨規定されており、同条第4項では、その管理職員等の範囲を公平委員会で定めることと規定している。

当公平委員会では、これに基づき「管理職員等の範囲を定める規則」を制定しており、同規則第3条には、関係団体の長はこの範囲に変更があったときはすみやかにその旨を当委員会に報告しなければならない旨の規定がある。

この規定に基づく関係団体からの報告等により、令和2年度は3団体について規則の一部改正を行った。